

## 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

### 〔1〕市町村の推進体制の整備等

#### （1）庁内における推進体制

##### ①中心市街地活性化を担当する組織

○本市では、平成19年4月に産業局内に「中心市街地活性化推進室」を設置し、関係部局と調整を図りながら、計画の推進体制を強化するとともに、中心市街地活性化に向けた円滑な運営を行う。

##### ②中心市街地活性化基本計画策定会議・幹事会の設置

○前計画を総括的に評価するとともに、新計画策定に向け定例局長会議で重要案件として報告するとともに、必要に応じ当会議終了後（策定会議）に取組内容等を説明する。また、関係課で組織する幹事会を開催し、実務レベルで検討を行う。

##### 定例局長会議（中心市街地活性化基本計画策定会議）の構成

役 職
市長、副市長、副市長（兼都市拠点整備本部長）、副市長（兼危機管理監）、代表監査委員、教育長、医監兼生活審議監、防災審議監兼市長公室理事、市長公室長、市長公室理事、総務局長、財政局長、市民局長、環境局長、健康福祉局長、健康福祉局理事、産業局長、産業局長理事、都市局長、建設局長、下水道局長、会計管理者、都市拠点整備本部副本部長、水道事業管理者、消防局長、議会事務局

##### 中心市街地活性化基本計画策定会議幹事会の構成

区 分	役 職
幹事長	商工部長
副幹事長	産業振興課長
幹 事	企画政策推進室主幹、情報政策課長、財政課長、市民活動推進課長、保健福祉推進室主幹、観光交流推進室主幹、姫路城総合管理室特別史跡管理担当主幹、都市計画課長、まちづくり指導課長、住宅課長、交通計画室主幹、建設総務課長、道路整備改善課長、街路建設課長、道路建設課長、姫路駅周辺整備室庶務・計画担当主幹、姫路駅周辺整備室高架・管理担当主幹、姫路駅周辺整備室区画整理担当主幹、姫路駅周辺整備室駅部・街路担当主幹、教育委員会総務課
事務局	産業振興課 中心市街地活性化推進室

#### （開催状況）

年月日	会 議（内 容）
平成26年2月5日	第1回策定会議（庁内検討体制）
平成26年2月14日	第1回幹事会（庁内検討体制・策定スケジュール他）
平成26年3月24日	第2回幹事会（中心市街地の課題・新計画アウトライン他）
平成26年4月25日	第3回幹事会（新計画基本方針他）
平成26年5月7日	第2回策定会議（新計画基本方針）

平成 26 年 7 月 30 日	第 4 回幹事会（新計画施策（事業）メニュー他）
平成 26 年 8 月 4 日	第 3 回策定会議（国からの指摘事項他）

### ③その他庁内調整組織の設置

○新計画策定に際し、関係課担当者を中心に記載事業の検討、課題・情報の共有化を図るとともに、新計画における基本方針、活性化の目標をもとに、テーマを定めブレインストーミングを行った。

#### （開催状況）

年月日	会 議（内 容）	参加人数
平成 26 年 2 月 17 日	公共空間を活用したまちづくり勉強会	12 名
平成 26 年 5 月 30 日	第 1 回庁内協議（公共空間の利活用）	11 名
平成 26 年 6 月 20 日	第 2 回庁内協議（公共空間とまちづくり）	12 名
平成 26 年 6 月 27 日	第 3 回庁内協議（暮らしやすいまち）	12 名
平成 26 年 7 月 4 日	第 4 回庁内協議（まちの魅力）	8 名
平成 26 年 7 月 24 日	街なか活性化と屋外広告物に関する勉強会	12 名

## 〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

平成 20 年 11 月 11 日に(株)まちづくり姫路、姫路商工会議所が中心となり、「中心市街地の活性化に関する法律」第 15 条に基づく姫路市中心市街地活性化協議会を設立した。

協議会では、前計画ならびに新計画及びその実施に関し必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項を協議する。

構成員、規約及び開催状況は以下のとおり。

### (1) 構成員

(平成 26 年 7 月現在)

役職名	所属団体名	役職名
会 長	姫路商工会議所	会頭
副会長	姫路市	副市長
	(株)まちづくり姫路	取締役
委 員	(株)赤鹿建設	代表取締役社長
	阿比野建設(株)	代表取締役社長
	(株)伊勢屋本店	代表取締役社長
	大阪ガス(株)	姫路地区支配人
	大手前通り街づくり協議会	会長
	小溝筋商店街振興組合	代表理事
	(株)銀ビルストアー	代表取締役
	ゴダイ(株)	執行役員開発本部本部長
	(株)山陽百貨店	代表取締役社長
	神姫バス(株)	代表取締役会長
	NPO法人スローソサエティ協会	理事長
	但陽信用金庫姫路支店	支店長
	(株)南極	取締役
	西二階町商店街振興組合	理事長
	(株)白鷺陣屋	代表取締役
	(株)ハトヤ	取締役会長
	播州建材(株)	代表取締役社長
	播州信用金庫駅前支店	支店長
	姫路駅西地区まちづくり協議会	会長
	(株)フェスタ	代表取締役専務
	姫路駅前商店街振興組合	理事長
	姫路駅前通商店会	会長
	姫路おでん協同組合	理事長
	NPO法人姫路コンベンションサポート	理事長
	(公社)姫路観光コンベンションビューロー	専務理事
	姫路市商店街連合会	会長
	姫路商工会議所女性会	会長
	姫路城下町街づくり協議会	
	姫路信用金庫	総務部長
	姫路不動産(株)	代表取締役会長
	姫路御幸通商店街振興組合	理事長
	ヤマサ蒲鉾(株)	代表取締役社長
(株)ヤマトヤシキ	執行役員社長室長	
監 事	大手前通り街づくり協議会	会長
	(公社)姫路観光コンベンションビューロー	専務理事

## (2) 規約

### 姫路市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 姫路商工会議所および株式会社まちづくり姫路は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号、以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会は姫路市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第3条 協議会は、法の規定により姫路市が作成しようとする基本計画、ならびに、認定基本計画、および、その実施に関し必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項を協議することを目的とする。

(協議会の構成員)

第4条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 姫路商工会議所
  - (2) 株式会社まちづくり姫路
  - (3) 姫路市
  - (4) 法第15条第4項第1号および第2号に規定する者
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であつて協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となつた者は、第1項第4号に規定する者でなくなつたとき、または、なくなつたと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第5条 協議会は、会長、副会長および委員をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、第4条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

(会長および副会長)

- 第7条 会長、副会長は、委員の中より選任する。任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
  - 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集する。ただし、会議は、委員の3分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所および日時ならびに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(協議結果の尊重)

第9条 協議会の構成員は、会議において協議が整つた事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

- 第10条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議、または調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会は、協議会の目的を達成するため、分科会を設置することができる。

(事務所)

第11条 協議会の事務所は、姫路商工会議所内に置く。

(会計年度)

- 第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 協議会の最初の会計年度は、協議会発足の日から直近の3月31日までとする。

(収入および支出)

- 第13条 協議会の収入は、負担金、会費、補助金、寄付金およびその他の収入による。
- 2 会費については、別途定める。
  - 3 協議会の支出は、調査費、会議費、事務費、その他運営に要する経費とする。

(監査)

- 第14条 協議会の運営および出納等を監査するため、監事2名を置く。
- 2 監事は、会長が指名する。
  - 3 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長および副会長、ならびに各委員に報告しなければならない。

(除名)

- 第15条 構成員が、協議会の名誉をき損し、または協議会設立の趣旨に反する行為をしたときは、除名することができる。
- 2 前項の規定により構成員を除名しようとするときは、総会において、出席者の4分の3以上の決議を必要とする。また、除名の議決を行う総会において、その構成員に弁明の機会を与えなければならない。

(解散)

- 第16条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 2 解散のときに存する財産は、総会の議決を得て処分する。

(附則)

- 1 この規約は、平成20年11月11日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が定める。

### (3) 開催状況

年月日	会議（内容）
平成20年11月11日	第1回総会（設立総会）
平成21年6月16日	第2回総会（20年度事業報告及び収支決算、21年度事業計画及び収支予算等）
平成21年8月12日	第3回総会（前計画に対する意見等）
平成22年6月1日	第4回総会（21年度事業報告及び収支決算、22年度事業計画及び収支予算等）
平成23年3月23日	第5回総会（役員選任）
平成24年3月9日	第6回総会（22年度事業報告及び収支決算、23年度事業計画及び収支予算等）
平成24年6月29日	第7回総会（23年度事業報告及び収支決算、24年度事業計画及び収支予算、中活計画中間報告等）
平成24年10月22日	第8回総会（前計画変更等）
平成25年3月14日	第9回総会（前計画変更等）
平成26年3月31日	第10回総会（24年度事業報告及び収支決算、25年度事業計画及び収支予算、前計画変更等）
平成26年7月30日	第11回総会（25年度事業報告及び収支決算、26年度事業計画及び収支予算、新計画策定等）
平成26年10月23日	第12回総会（新計画・前計画変更に対する意見等）
平成27年6月25日	第13回総会（26年度事業報告及び収支決算、27年度事業計画及び収支予算、新計画変更に対する意見等）
平成27年10月23日	第14回総会（新計画変更に対する意見等）
平成28年7月5日	第15回総会（27年度事業報告及び収支決算、28年度事業計画及び収支予算等）
平成28年10月17日	第16回総会（新計画変更に対する意見等）
平成29年2月8日	第17回総会（新計画変更に対する意見等）
平成29年7月31日	第18回総会（28年度事業報告及び収支決算、29年度事業計画及び収支予算等）
平成30年2月9日	第19回総会（新計画変更に対する意見等）
平成30年4月24日	第20回総会（29年度事業報告及び収支決算、30年度事業計画及び収支予算等）
平成30年6月20日	新計画変更に対する意見聴取（意見書受領）
平成31年2月18日	新計画変更に対する意見聴取（意見書受領）
令和元年7月16日	第21回総会（30年度事業報告及び収支決算、31年度事業計画及び収支予算等）
令和2年2月21日	新計画変更に対する意見聴取（意見書受領）

### (4) その他検討組織

街なかの活性化を図るためには、各事業の推進主体の想いや市民・民間事業者等を新たに巻き込んでいく「主体」が必要であることから、実務者レベルで新計画事業を検討するため、中心市街地活性化協議会内に「新計画策定に向けた活性化検討会議」を新たに設置し、全体ビジョンをはじめ、進捗状況を共有しながら、街なかの活性化に向け、事業の検討を重ねる。

あわせて、新計画策定後の事業推進部隊についても議論する。

### (5) 新計画に対する意見

平成26年11月18日に姫路市中心市街活性化協議会から市に提出された意見は以下の通り。

## 第2期姫路市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書

標記の件について、本協議会は、平成26年10月23日開催の総会における協議の結果、第2期姫路市中心市街地活性化基本計画（素案）は概ね適切であると考えます。なお、第2期基本計画（素案）が一層の中心市街地活性化に寄与されるよう、下記の意見を申し添えます。

### 1. タウン・エリアマネジメントの推進について

市民や商業者等が主役となり躍動できる仕組み・体制づくりを実現するためには、行政、民間が両輪となりタウン・エリアマネジメントに取り組む必要があると考えます。ついては、域内で活動する各団体等が連携し、一体的に情報発信や事業等を展開する体制を構築する必要があると考えます。

### 2. 回遊性向上策の立案、実施について

姫路駅周辺整備事業の進展によりJR姫路駅や地下街等に新規商業施設が立地し、今後も新たな商業施設や娯楽施設等の建設が計画されています。これら新規商業施設や商店街等の既存の商業集積地等を回遊させるための事業者間の連携や仕掛けづくりが必要であると考えます。

### 3. 南駅前広場再整備事業について

南駅前広場の整備にあたっては、南北駅前広場それぞれの機能と役割を一体的にとらえ、総合的な判断のもと推進することが求められます。ついては、「人々が集い、憩い、賑わいある空間づくり」をコンセプトに整備されている北駅前広場に無い機能を補完すべく、南駅前広場は「播磨圏域の交通結節点としての機能の充実」をコンセプトに整備する必要があります。整備に際しては、課題として挙げられている通過交通対策、車両・歩行者等との交錯対策、駐輪・駐車対策等を行う必要があると考えます。

### 4. 自動車に配慮したまちづくりについて

中心市街地への来街手段において自動車の占める割合が43%と最も高く、また、コアゾーン等における新たな駐車場の設置や周辺道路の整備により、自動車による来訪が一層増加することが想定されます。ついては、自動車に配慮したまちづくりが必要であると考えます。

### 5. 防災の観点を取り入れた整備について

姫路駅周辺エリアは各種交通機関の結節点であることから、通勤・通学者をはじめとする多くの利用があります。また、姫路駅周辺整備事業をはじめ周辺の道路整備等の進展により一層魅力的なまちとして変貌を遂げつつあることから、多くの来訪が期待されます。ついては、交通機関利用者に対する帰宅困難時の対策をはじめ、来街者の安全を確保し、安心して来訪いただくためにも、広域からの来訪者に対して各種自然災害等への対応ができるよう、防災面に配慮したまちづくりが必要と考えます。

以上

### 〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

#### （1）地域ぐるみでの取組の状況

##### ①大河ドラマを活かしたまちなかの活性化を考えるシンポジウム

ア 日時：平成25年7月17日（水）13:30～16:45

イ 場所：姫路キャスパホール

ウ 趣旨：姫路駅周辺の整備に伴い、駅前が魅力ある空間に生まれ変わることで、新たなにぎわいが創出される。また、姫路にゆかりが深い「黒田官兵衛」が大河ドラマに決定する。平成27年春には、姫路城大天守保存修理が完了するなど、国内外より来街者の増加が期待できる。そこで、姫路駅周辺に集中する観光客を含めた来街者を、いかに既存の商業施設をはじめ、商店街に誘導し、まちなかの活性化を図るかなど、商業集積地であるまちなかの抱える課題や今後の活性化を考えるシンポジウムを開催する。

エ 事例発表：

[発表者] 八重の桜（福島県会津若松市）

・七日町通りまちなみ協議会・いにしえ夢街道協議会

副会長 庄司 裕氏

龍馬伝（高知県高知市）

・高知県・高知市商店街振興組合連合会 理事長 広末 幸彦氏

・高知県商工労働部経営支援課 チーフ 国沢 和彦氏

オ 基調講演：

[テーマ] 商店街話～全国の魅力、姫路の魅力～

[講師] タージン氏

カ パネルディスカッション：

[テーマ] 大河ドラマを活かしたまちづくりの魅力づくり

[コーディネーター] 玉岡 かおる氏

[パネリスト] 大河ドラマ放映都市（3名）

姫路市商店街連合会 会長 松岡 淳朗氏

##### ②駅前広場にぎわいフォーラム

ア 日時：平成26年3月23日（日）14:00～16:30

イ 場所：ハーベスト医療福祉専門学校

ウ 趣旨：姫路駅周辺の整備が進む中、姫路駅北駅前広場を中心としたエリアでの活動成果や最新情報を共有するとともに、駅前広場から街なかへにぎわいが広がる仕掛けや仕組み作りについて議論する。

エ 報告：駅前広場活用とその効果

オ 基調講演：

[テーマ] 公共空間を自分たちの生活に取り戻す

[講師] 有限会社ハートビートプラン 代表取締役 泉 英明氏

カ パネルディスカッション：

[テーマ] 駅前広場の活用から、まちのにぎわいづくりへ

[コーディネーター] 兵庫県立大学環境人間学部エコ・ヒューマン地域連携センター 准教授 内平 隆之氏

[パネリスト] 札幌大通りまちづくり株式会社 取締役統括部長 服部 彰治氏  
姫路市商店街連合会 会長 松岡 淳朗氏  
有限会社ハートビートプラン 代表取締役 泉 英明氏

## (2) 新計画に対する市民意見

市民の意見を把握するため、新計画の素案に関する市民意見（パブリック・コメント）の募集を平成26年10月10日から同年11月10日まで実施した。その結果、意見の提出はなかった。

## (3) 客観的現状分析、ニーズに基づく事業・措置の集中実施

本市では、平成11年3月に策定した旧法計画、また、平成21年12月に策定した前計画に基づき、中心市街地における市街地の整備改善及び商業活性化を図ってきた。

しかし、現況データ等の把握、市民等の意向調査の分析によると、中心市街地は「まちの顔」としての重要な役割が低下しつつあり、その活力の低下は依然として続いている。

今後の中心市街地活性化を図るうえでは、これらの客観的現状分析、市民等の意向調査を踏まえ、市街地の整備改善、商業活性化に加え、街なか居住の推進や都市福利施設の整備、公共交通の利便性向上などを含めた総合的かつ一体的なまちづくりを推進していく必要がある。

また、これらの事業の実施に当たっては、行政だけでなく市民団体や事業者等のそれぞれが主体的に活動するとともに、各団体が当事者意識と危機感を共有することが重要であることから、これらの団体で構成された姫路市中心市街地活性化協議会との十分な連携を図りながら取り組んでいくこととする。

### ①前計画に基づく事業の実施状況及び評価

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」中、「〔2〕前計画（平成21年認定：姫路市中心市街地活性化基本計画）の取組・検証」に記載する。

### ②客観的現状分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」中、「〔3〕中心市街地の現状分析」に記載する。

### ③地域住民のニーズ等の把握と現状分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」中、「〔4〕地域住民のニーズ等の把握・分析」に記載する。